

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

「国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」(案) 等

(別紙参照)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子メールアドレスの場合(テキスト形式でお願いいたします。)

電子メールアドレス: g_TPB_GAB_GKK_KGY@milit.go.jp

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室あて

(2) FAXの場合

FAX番号: 03-5253-1640

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室あて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室あて

3. 意見募集期限

平成22年12月16日(木)から平成23年1月17日(月)まで(必着)

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)

「国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」（案）等の制定等について

1. 背景

『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る過去の未実現提案等についての政府の対応方針』（平成22年1月29日構造改革特別区域推進本部決定）において、「一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、特区内の一定の公道において、ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。」とされたことから所要の措置を講じることとします。

2. 概要

特区内の公道（自転車が行き可能な歩道等に限る）において、走行実証実験のために使用される搭乗型移動支援ロボット（仮称）について、現行ではその原動機の総排気量又は定格出力により自動車に区分されるものについて、特区内に限っては特殊自動車に区分できることとするほか、歩道を走行する等の走行条件を勘案し、安全確保上問題がないと考えられる範囲で、基準緩和認定の手続きを行うことにより、制動装置の性能要件の緩和や昼間のみ運行する場合に限り前照灯の装備要件を緩和する等の道路運送車両の保安基準等の緩和が受けられるよう、「国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」（案）の制定等、所要の法令整備を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成23年2月上旬

施行：平成23年3月上旬

（参考）『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る過去の未実現提案等についての政府の対応方針』（平成22年1月29日構造改革特別区域推進本部決定）関係部分抜粋

事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験	道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条、第78条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第10条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）	一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボットについて、特区内の一定の公道において、ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。	平成22年度中	警察庁 国土交通省